改正 平成14年5月7日訓令第1号

(趣旨)

**第1条** この規程は、別に定めがあるものを除くほか、筑西広域市町村圏事務組合消防職員(以下「消防職員」という。)の服装について定めるものとする。

(服装の種類等)

第2条 消防職員の正規の服装は、筑西広域市町村圏事務組合消防職員服制規則(平成14年組合規則第3号。以下「服制規則」という。)による。

(被服の着用)

- **第3条** 正規の服装は、冬服及び夏服とし、その着用期間は、次のとおりとする。ただし、消防長は、 時宜によりこれらの期間を変更することができる。
  - (1) 冬服 10月1日から翌年5月31日まで
  - (2) 夏服 6月1日から9月30日まで
- 第4条 消防職員は、次の場合には、正規の服装でなければならない。
  - (1) 勤務時間中及びその他公務執行中
  - (2) 上司の室に入る場合
  - (3) 儀式、祭典等に参列する場合
- 2 前項の規定にかかわらず、室内においては、所属長が特に必要と認める場合を除くほか、帽子、 手袋及び外とうは着用しないものとする。
- **第5条** 前条第1項の規定にかかわらず、6月1日から9月30日までの期間は、儀式、祭典等及び 消防長が特に必要と認める場合を除くほか、ネクタイ及び手袋は着用しないものとする。
- 2 防寒のための外とう及び手袋は、第3条第1号に定める期間着用できるものとし、当該手袋は、白色以外のものを使用することができるものとする。
- **第6条** 消防職員は、次の各種災害に出動するときは、服制規則に定められた防火衣及び活動服等を 着用しなければならない。
  - (1) 火災
  - (2) 救助
  - (3) 救急
  - (4) その他の水災害
- **第7条** 消防職員は、非番日に出動し、又は召集命令を受けて参集するときは、つとめて活動服とする。
- **第8条** 特殊な勤務のため第4条の規定により難いときは、消防長又は所属長の承認を得て、私服を 着用することができる。

(貸与及び保持)

**第9条** 正規の服装に用いる貸与品は、常に清潔にし、修理を要する部分は速やかに補修し、服装の端正を図るとともに、消防職員としての品位の保持に努めなければならない。

(私服の着用)

**第10条** 消防職員は、私服を着用する場合にあっても、常に端正にするとともに、特に不体裁でないものを着用する等、その品位の保持に努めなければならない。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 この訓令は、公布の日から施行する。